

## 厚岸町「ひと涼み休憩所」協力施設募集要領

令和7年7月

厚岸町保健福祉課健康推進係

厚岸町（以下「町」という。）では、熱中症による健康被害の発生を防止するため、町民が外出先等で暑さを避けて一時的に休憩できるよう、町内の民間施設を「ひと涼み休憩所」として登録する協力施設を募集します。

### 1 ひと涼み休憩所について

毎年7月から9月までの3か月間、熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラート（以下「アラート等」という。）の発表の有無にかかわらず、町民が暑さを避けて自由に休憩するスペースを確保し、利用を受け入れることに協力していただく施設です。

### 2 登録基準等

(1) 町内に所在し、次の条件を満たす施設です。

- ① 冷房設備を備えていること
- ② 利用に当たって資格や年齢等の制限がなく、各施設の利用目的以外に「ひと涼み休憩所」として誰でも無料で利用できる施設であること
- ③ 休憩や補水などの飲食ができる椅子等を設置している施設

(2) 利用可能な日時

各施設の営業時間等に応じ、登録時に利用受入可能時間を設定してください。

(3) 登録方法

- ・ 「ひと涼み休憩所」への登録を希望する施設は、別紙登録申請書により、町に対し登録を申請してください。
- ・ 町が「ひと涼み休憩所」として(1)の条件を満たさない場合など、登録をお断りする場合があります。

(4) 登録の変更・削除

- ・ 登録の変更又は削除を希望する場合は、町に申し出てください。
- ・ 施設の閉鎖等により登録基準を満たさないことが明らかとなった場合は、申し出の有無にかかわらず登録を削除することがあります。

(5) 募集期間

当面の間は、随時登録を受け付けます。

### 3 「ひと涼み休憩所」の利用に係る留意事項

「ひと涼み休憩所」の利用に係る留意事項は、以下のとおりです。

- (1) 利用するときは、各施設の定めるルールに従うこと
- (2) 空調の温度設定等は、利用者が変更できないこと
- (3) 水分補給のための飲み物等は利用者自身が準備すること
- (4) 施設の状況により、利用できない場合があること

町は、利用ルールについて、町民への周知に努めます。

#### 4 「ひと涼み休憩所」の公表等

町は、申請があった施設を「ひと涼み休憩所」として登録したときは、ホームページ等で公表します。

町は登録施設に対し、のぼり旗やポスター等の啓発資材を提供しますので、各施設において見やすい位置に掲示いただくようお願いいたします。

#### 5 その他

涼みどころの運営に必要となる経費（冷房設備の電気代等）は、各施設の御負担となりますので、あらかじめ御了承願います。